

議案第16号

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正を踏まえて、道路占用料の額を改定する等のため必要があるからである。

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例

みよし市道路占用料条例（昭和51年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件の種類	区分	単位	占用料 (単位:円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本1年につき	950
	第二種電柱	1本1年につき	1,500
	第三種電柱	1本1年につき	2,000
	第一種電話柱	1本1年につき	850
	第二種電話柱	1本1年につき	1,400
	第三種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル 1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートル1年につ き	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年につ き	2,400
その他のもの	占有面積1平方 メートル1年につ き	1,700	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メート ル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メート ル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メート	長さ1メートル	100

		ル未満のもの		1年につき		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	150	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	200	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	360	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	510	
		外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル 1年につき	1,000	
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	法第2条第2項第5 号に規定する自動運 行装置による検知の 対象として設置する 導線その他の線類	地下に設ける もの	長さ1メートル 1年につき	5	
			その他のもの	長さ1メートル 1年につき	17	
		道路の構造又は交通の状況を表示す る標示柱その他の柱類			1本1年につき	1,400
		その他のもの		上空に設ける もの	占有面積1平方 メートル1年につ き	850
				地下に設ける もの	占有面積1平方 メートル1年につ き	510
		その他のもの			占有面積1平方 メートル1年につ き	1,700
法第32条 第1項第4 号に掲げる 施設				占有面積1平方 メートル1年につ き	1,700	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路			占有面積1平方 メートル1年につ き	1,200	
	地下に設ける通路			占有面積1平方 メートル1年につ き	710	
	その他のもの			占有面積1平方 メートル1年につ き	1,700	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400
その他のもの		1基1月につき	1,200	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	240

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の占用の許可又は同意を受けた者に係る占用料の額は、この条

例による改正前のみよし市道路占用料条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市道路占用料条例に定める占用料の額とする。

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により許可をし、又は法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。</p>							
2 略				2 略			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本1年につき	950	第一種電柱		1本1年につき	1,100
	第二種電柱	1本1年につき	1,500	第二種電柱		1本1年につき	1,600
	第三種電柱	1本1年につき	2,000	第三種電柱		1本1年につき	2,200
	第一種電話柱	1本1年につき	850	第一種電話柱		1本1年につき	940
	第二種電話柱	1本1年につき	1,400	第二種電話柱		1本1年につき	1,500
	第三種電話柱	1本1年につき	1,900	第三種電話柱		1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85	その他の柱類		1本1年につき	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	路上に設ける変圧器		1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,300
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900	
法第32条第1項 第2号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	法第32条第1項 第2号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行						
物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	51	物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	57	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	77		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	85	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	110	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	170	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	230	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	400	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	570	
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000		外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,100	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,900
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17		法第32条第1項第5号に掲げる施設		上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400		地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	680
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
	地下に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	510	法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23
その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230			
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200			その他のもの		表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710		標識		1本1年につき	1,500	

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行				
			トル1年につき		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700		その他のもの	1本1月につき	230
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	幕（令第7条第4号 に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400		その他のもの	1基1月につき	1,100
	標識		1本1年につき	1,400	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	230
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本1日につき	24	備考 略			
		その他のもの	1本1月につき	240				
	幕（令第7条第4号 に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24				
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240				
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400				
		その他のもの	1基1月につき	1,200				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	240				
備考 略								